

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年7月1日

【会社名】 フクシマガリレイ株式会社  
(旧会社名 福島工業株式会社)

【英訳名】 FUKUSHIMA GALILEI CO.LTD.  
(旧英訳名 FUKUSHIMA INDUSTRIES CORP.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福島 裕

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号

【電話番号】 (06)6477 - 2023

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 日野 達雄

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号

【電話番号】 (06)6477 - 2023

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 日野 達雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2020年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金48円 総額961,751,664円

効力発生日

2020年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款の条文を変更する。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款
第1章 総則 第1条～第3条(条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条(現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (削除)
第5条(条文省略)	第5条(現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条(条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条(現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第19条(条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第19条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は10名以内とする。  (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 2 監査等委員である取締役は5名以内とする。
(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。	(選任方法) 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  (現行どおり)  (現行どおり)
第22条(条文省略)	第22条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条～第30条(条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。                  2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。                  2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条～第31条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款
<p>( 監査役会規則 )                      第39条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>( 削除 )</p>
<p>( 監査役の責任限定契約 )                      第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>( 削除 )</p>
<p>( 新設 )                      ( 新設 )</p>	<p>第5章 監査等委員会                      ( 監査等委員会の招集通知 )                      第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                      2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>( 監査等委員会の決議方法 )                      第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>( 監査等委員会の議事録 )                      第34条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>( 監査等委員会規則 )                      第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 計算                      第41条～第44条(条文省略)</p>	<p>第6章 計算                      第36条～第39条(現行どおり)</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>附則 ( 監査役との責任限定契約に関する経過措置 )                      第69期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

福島裕氏、福島亮氏、福島豪氏、片山充氏、長尾健二氏、水谷浩三氏、日野達雄氏、田中浩子氏を取締役(監査等委員である取締役除く。)に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

竹内博史氏、藤川隆夫氏、吉年慶一氏を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）の固定報酬枠と年額150百万円以内の業績連動型の変動報酬枠とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とする。

第7号議案 退任監査役2名に対する退職慰労金贈呈の件

退任される監査役濱政夫氏および西井弘明氏に対し、在任中の労に報いるため当社における一定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任いただくものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	172,154	1,877	6	(注) 1	可決 (98.92)
第2号議案 定款一部変更の件	173,890	141	6	(注) 2	可決 (99.92)
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役除 く。)8名選任の件					
福島裕	171,985	2,046	6	(注) 3	可決 (98.82)
福島亮	171,980	2,051	6		可決 (98.82)
福島豪	171,959	2,072	6		可決 (98.81)
片山充	171,981	2,050	6		可決 (98.82)
長尾健二	171,985	2,046	6		可決 (98.82)
水谷浩三	171,981	2,050	6		可決 (98.82)
日野達雄	171,970	2,061	6		可決 (98.81)
田中浩子	172,531	1,500	6		可決 (99.13)
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
竹内博史	171,643	2,388	6	(注) 3	可決 (98.62)
藤川隆夫	170,608	3,423	6		可決 (98.03)
吉年慶一	170,617	3,414	6		可決 (98.03)
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く)の報酬額設定の 件	173,938	91	8	(注) 1	可決 (99.94)
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	173,936	93	8	(注) 1	可決 (99.94)
第7号議案 退任監査役2名に対 する退職慰労金贈呈 の件	118,894	55,136	7	(注) 1	可決 (68.32)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。